

閲覧用

平成29年 第8回

神崎市農業委員会総会議事録

平成29年8月2日

神崎市農業委員会

平成29年第8回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年8月2日(水) 午前9時30分 開会
2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室
3. 出欠者の状況

出席委員 12名

欠席委員 1名

傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	欠
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	角田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	出

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

7番 大田 委員 9番 角田 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 江口 重信 係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

2件

議案第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による承認申請 (2a未満農業施設)について	1件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第4号	非農地証明について	2件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	38件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	14件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	江口 重信
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主査	市丸 麻記

【農政水産課職員】

農政水産課副課長	音成 栄志
農政企画係主事補	川端 晃博

6. 会議の概要

事務局長

改めまして、おはようございます。台風の進路が気になるところでございますが、本日は、お盆前の大変お忙し中、総会に出席いただきありがとうございます。

着席して議事を進めさせていただきます。平成29年第8回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいたします。

会長

連日暑い日が続いておりますけど、台風が気になるところでございます。今年は7月に台風が8個発生しており、これは過去で最も多い数だということでございます。

実は推進委員会の代表であります、〇〇さんが亡くなられた訳でございますが、私と副会長そして事務局と葬儀に参列してまいりました。去年の暮れの忘年会は皆さんと一緒に酒を酌み交わしたところであり、その時は非常に元気でしたけど、今年に入り体調を崩され3月に入ってから、病気がわかり4月、5月に入院し、6月に退院されて自宅で療養されておった訳であります。聞くとところによると〇〇と言われておりました。

実は、私も今年、前立腺癌の治療をしたところであります。私、検診で早く見つかかり、数値が高く、その後、治療を行ったところであり、放射線治療で終わりましたが、〇〇さんの場合

は、そういう診断がなされていたのかなという気がします。いずれにしても、皆さんも体あつてのことですので、皆さんも注意していただきたいと思います。

それでは、只今から、平成29年第8回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

ありがとうございました。本日の出席委員は12名でございます。

3番 服巻 委員より欠席届が提出されております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。「森」会長、宜しくお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は7番 大田 委員と9番 角田 委員の2名を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の江口局長、山口係長を指名します。

議長

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による承認申請 (2a未満農業施設)について	1件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第4号	非農地証明について	2件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	38件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	14件

以上、5議案44件、報告第1号の14件でございます。
ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから、最初に議席番号と氏名を言って、マイクを通して発言されるようお願いいたします。

申請者の方が入室されますので、しばらくお待ちください。

(農地法第5条関係)

(受付番号1番、申請者入室)

議 長

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。受付番号1番について審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地は神埼町〇〇字〇〇番〇〇田の360㎡です。

転用の目的は一般住宅で、転用の理由及び貸し付け人、借り受け人、施設の用途や事業費などは記載のとおりです。転用着工は平成29年9月15日、工事完了は平成30年1月15日の予定です。

権利の内容は使用貸借による権利の設定で、農振除外は決定済み。農地区分は「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域」として第3種農地と判断され、許可基準は「許可し得る」となります。位置図などを5ページと6ページに添付しています。申請に必要な書類として土地利用計画図と事業費見積書、資金関係書類、土地改良区との協議、埋蔵文化財の協議などの書類が提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水、排水の処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる地区の排水同意書が提出されていて、特に問題はないと思われれます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

(1番 森 委員)

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

議案第1号、受付番号1番の土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、私1番の「森」が意見を述べさせていただきます。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、この転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いよう十分に考慮して計画されたと思われしますので、特に問題は無いと考えています。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

只今、地区担当委員としての意見を述べさせていただきました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号2番 申請者入室)

議 長

次に、受付番号2番について審議いたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇番〇〇畑の261㎡です。

転用の目的は一般住宅で、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や事業費などは記載のとおりです。転用着工は平成29年10月30日、工事完了は平成30年3月31日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は決定済み。農地区分は「宅地化していて住宅などが連たんしている区域に近接する区域内のある10ha未満の農地の区域内にある農地」として第2種農地と判断され、許可基準は用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」が該当します。位置図などを7ページと8ページに添付しています。申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と事業費見積書、資金関係書類、土地改良区との協議、埋蔵文化財の協議、開発行為許可申請書類などが提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水、排水の処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる地区の排水同意書及び隣接農地管理者の同意書が提出されていて、特に問題はないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号2番について、地区担当委員の10番「鶴」委員のご意見をお伺いいたします。

10番 鶴 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

10番の鶴です。第1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、この転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いよう十分に考慮して計画されたと思われますので、特に問題は無いと考えています。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号2番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(農地法第4条 受付番号1番)

議 長

次に、議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による承認申請(2a未満の農業用施設) 受付番号1番について」事務局から説明させます。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による2a未満の農業用施設の承認申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇番〇〇畑の197㎡です。

転用の目的は農業用倉庫の建設で、転用の理由及び申請人、施設の用途などは記載のとおりです。転用着工は平成29年8月19日、工事完了は平成29年12月15日の予定です。

農振除外は決定済みで、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として第2種農地と判断され、許可基準は「農業用施設などの設置」に該当します。

位置図などを9ページと10ページに添付しています。

申請書類として土地利用計画図と事業費見積書、資金関係書類、土地改良区との協議、

埋蔵文化財の協議などの書類が提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については雨水などの処理が適切に実施されていて、区長さん、生産組合長さんによる地区の排水同意書が提出されていて問題はないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第2号、受付番号1番について、地区担当委員の8番「福田省二」委員のご意見をお伺いします。

8番 福田 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

8番の福田です。

第2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、この農業用施設の建築は転用面積が2アール未満であり、周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いよう十分に考慮して計画されたと思われますので、特に問題は無いと考えています。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による承認申請、受付番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は承認することに決定いたします。

(農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付番号1番について審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第3号、議案書を基に朗読後、説明】

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書3ページに記載しております、受付番号1番は、移転する権利は所有権で、申請理由等は記載のとおりです。申請者は農地の全てを効率的に耕作し、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可基準を満たしていると思われまふ。なお、譲渡人は先月7月総会の議案第2号受付番号1番で譲受人へ所有権移転の許可を受けていますが、今回の申請地は先月の段階では譲渡人に売却の意思がなかったが、その後、売却の意思を示したため、譲受人が取得するものです。以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

(議案第4号 非農地証明関係)

議 長

次に、議案書の4ページをお開きください。

議案第4号「非農地証明について」を議題といたします。受付番号1番について審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第4号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第4号、非農地証明について説明します。

非農地証明については、「神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準」の規定に基づき、申請された事案の現地調査と事実確認等を行った上で総会にて審議します。

受付番号1番 申請地の所在は、神埼町〇〇字〇〇番〇〇畑の322㎡です。

申請の理由及び申請人については記載のとおりです。農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として第2種農地と判断されます。申請地の位置図と現況写真を12ページと13ページに添付しています。

証明基準については摘要欄に記載のとおりで、概ね20年以上にわたり周囲農地への影響がなく、かつ地域の了解のもと現状にて活用されていることなど神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準の規定に適合し、非農地証明に該当すると思われます。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第4号、受付番号1番の申請は、神埼町〇〇ですので、地区担当委員の10番「鶴」委員に現地確認等について説明をお願いします。

10番 鶴 委員

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

10番の鶴です。

第4号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の

説明のとおりです。私も現地を確認しましたが、ここは昭和55年より事業用地として活用されていて、この期間、同地区や周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことは無かったということで地区の同意もあり、非農地証明の承認基準に該当すると思われま

す。みなさまのご協議をよろしくお願いいたします。

議長

地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第4号、非農地証明、受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、受付番号2番について審議いたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第4号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番 申請地の所在は、神埼町〇〇字〇〇番〇〇畑の16㎡です。

申請の理由及び申請人については記載のとおりです。

農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地ですが、換地処分により宅地と接続した位置に畑として定められた土地で周辺農地の広がりのない集落と連たんした農地として第2種農地と判断されます。申請地の位置図と現況写真を14ページと15ページに添付しています。

証明基準については摘要欄に記載のとおりで、概ね20年以上にわたり周囲農地への影

響がなく、かつ地域の了解のもと現状にて活用されていることなど神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準の規定に適合し、非農地証明に該当すると思われます。説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

(1番 森 委員)

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

議案第4号、受付番号2番の申請は神埼町〇〇ですので、私1番の「森」が現地確認等について説明をさせていただきます。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も現地を確認しましたが、ここは昭和63年より宅地の一部として活用されていて、この期間、同地区や周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことは無かったとのことで地区の同意もあり、非農地証明の承認基準に該当すると思われます。みなさまのご協議をよろしく申し上げます。

議長

只今、地区担当委員として説明させていただきました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第4号、非農地証明、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

農政水産課が入室しますので、しばらくお待ちください。

(農政水産課入室)

(議案第5号関係)

議 長

別冊の議案第5号をご覧ください。

それでは、「農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について」を議題といたします。

議 長

提案者である農政水産課から1ページの総括表について説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の 川端 と申します、よろしくお願ひいたします。

着席して説明させていただきます。

それでは、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表 利用権設定関係

神埼町 新規0件 再設定1件 計1件

内訳は田 5筆 8, 008㎡

千代田町 新規19件 再設定18件 計37件

内訳は田95筆221, 640㎡

神崎市 合計 38件

内訳は田100筆229, 648㎡となっております。なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。総括表による説明は以上です。

議 長

只今、総括表の説明が終わりました。2ページの農用地利用集積計画、神埼町、再設定受付番号1番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町、再設定1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田5筆8, 008㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

集計表の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町、再設定の受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、3ページから4ページの農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から受付番号19番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの千代田町、新規、1番から4ページの19番までの申し出について説明します。設定する内容は、田47筆109, 277㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

します。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から受付番号19番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、5ページから6ページの農用地利用集積計画、千代田町、再設定の受付番号1番から受付番号18番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の5ページの千代田町、再設定、1番から6ページの18番までの申し出について説明します。設定する内容は、田48筆112, 363㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号1番から受付番号18番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

以上で議案第5号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についての審議を終わります。

農政水産課の皆さん、お疲れ様でした。

(農政水産課退室)

(農地法第18条第6項関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の確認について」を議題とします。

受付番号1番から受付番号14番までについて、事務局から報告させます。

事務局

【報告第1号、受付番号1番から14番の報告書を基に朗読後、説明】

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について、農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1ページから5ページに記載しております、受付番号1番から14番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約ですので、お目通しをお願いします。なお、受付番号4番から14番は、農事組合法人〇〇への利用権設定に伴う合意解約です。

以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等について、ご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりです。

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、平成29年第8回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。
ご審議ありがとうございました。

10時10分 閉 会

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規程によりここに署名する。

平成29年 8月 2日

神崎市農業委員会

会 長 _____

7 番 委 員 _____

9 番 委 員 _____